

令和7年第17回教育委員会定例会
(9月2日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年9月2日（火）午後2時00分から午後3時15分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子

○出席者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学 務 課 長	仲田賢太郎
児 童 保 育 課 長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第37号議案 令和6年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取について

第38号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第39号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第40号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の意見聴取について

第41号議案 東京都台東区職員の旅費に関する条例の意見聴取について

第42号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務

- 災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第43号議案 区長の権限に属する事務の委任についての協議について
- 第44号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を一部改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(2) 学務課

イ 周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について

(3) 生涯学習課

ウ 周年記念式典に伴う歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和7年10月の行事予定について

(2) 学務課

イ 令和8年度区立幼稚園及び認定こども園(短時間保育)園児募集について

(3) 児童保育課

ウ 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(4) 指導課

エ 令和7年度 台東区総合学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果について

3 その他

午後2時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第17回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

また、浦井委員及び神田委員は所用のため本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴に申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。

本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、学務課のイ及び生涯学習課のウ、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開と聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イ

(3) 生涯学習課 ウ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のイを議題といたします。

なお、関連する生涯学習課のウについても、一括して議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項、学務課のイ、周年記念式典に伴う学校医等に対する感謝状の贈呈について説明をいたします。資料は2をご覧ください。

項番の2に記載の周年記念式典の実施に伴いまして、各学校園より学校医等に対する感謝状の贈呈について申請がございました。贈呈の理由ですが、項番の1に記載のとおり、児童及び園児の健康管理に尽くした功績でございます。

対象者は項番3に記載のとおりでございまして、直近10年間に在籍をした学校医等に対して感謝状を贈呈するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い

いたします。

○佐藤教育長 次に、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは協議事項、生涯学習課の周年記念式典に伴う、歴代PTA会長に対する感謝状の贈呈についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

本件は大正小学校、忍岡小学校、千束小学校、金竜幼稚園から、周年記念式典の開催に伴いまして歴代のPTA会長に対する感謝状贈呈の申請があったものでございます。

対象者は、別紙1の名簿のとおり21名でございます。いずれの方々も学校の教育活動、PTA活動の充実、発展に献身的に努められてこられたことでございます。つきましては、対象者の方々のこれまでの活動に対し感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと思っております。文案につきましては、別紙2のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの学務課、生涯学習課の説明につきまして何かご質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイ及び生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは令和7年10月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。資料は4をご覧ください。

教育委員会10月の定例会は2日と21日、ともに午後2時の開会でございます。2日の教育委員会定例会の後には、出前教育委員会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、13日のスポーツの祭典、それから23日の台東区立小学校の連合運動会など、秋の行事がいろいろ入っておりますので、よろしくお願いいたします。

また14日火曜日には連合校舎長会の全体会がございます。オンライン開催でございますが、教育委員の皆様にもご出席いただきたいと思いますので、こちらもお出席のほどよろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご説明以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおりこれより会議は非公開といたします。

非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、垣内委員にお願いいたします。

〈日程第1 議案審議〉

第37号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

初めに、第37号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第37号議案、令和6年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算（教育費関係）の認定の意見聴取についてご説明いたします。

本案は来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出したものでございます。

議案の後ろにあります資料、令和6年度一般会計決算をご覧ください。

まず歳入決算でございます。表の一番上の行、総額ですが、68億4,314万3,034円。予算現額と比べ3億80万3,034円の増で、収入率にしますと104.6%となっております。

次のページをご覧ください。歳出決算でございます。こちら一番上の行、総額は286億7,632万190円で、現予算現額から11億8,346万3,810円の不用額が出ております。執行率は96.0%となっております。

続きまして、資料の次のページ、歳入決算の概要でございます。歳入は前年度比7億5,847万1,347円、12.5%の増でございます。

以下、款ごとに前年度決算額との主な増減をご説明いたします。

まず、分担金及び負担金は約609万円、1.7%の減で、保育費の第2子無償化対象児の増加による減などによるものでございます。

次に使用料及び手数料は約667万円、2.4%の減で、生涯学習センターの改修工事に伴う施設利用料の実績減などによるものでございます。

次に国庫支出金は約3億4,210万円、13.3%の増で、子供のための教育・保育給付費の公定価格の上昇率増に伴う増などによるものでございます。

次に都支出金は約4億,5821万円、16.5%の増で、公立学校給食費負担軽減事業費の給食費負担軽減事業実施による皆増。子供のための教育・保育給付費の公定価格の上昇率の増による増などによるものでございます。

次に財産収入は約121万円、2.9%の増で、建物貸付料の入札による地下駐車場貸付料の

増などによるものでございます。

次の繰入金ですが、増減はございません。

続きまして、諸収入は約3,030万円、41.4%の減で、保育所の利用者からの徴収を行わないことによる皆減、こども園の利用者からの徴収を行わないことによる減などによるものでございます。

次の2ページをご覧ください。今度は歳出決算の概要でございます。歳出は前年度比31億3,352万9,033円、12.3%の増でございます。以下、項ごとに前年度と比べた主な増減をご説明いたします。

まず、教育総務費は約10億1,715万円、40.2%の増で、校務支援システム運営の校務支援ネットワークシステム基盤更改作業実施による増。国・都支出金返還金の超過受入に伴う返還金等の増によるものでございます。

次に小学校費は約3億4,659万円、7.5%の減で、台東育英小学校教室棟整備の事業終了による皆減などによるものでございます。

次に中学校費は約1億3,593万円、9.4%の減で、区有施設省電力型照明整備の工事対象校がなかったことによる皆減、管理運営費、中学校施設保全の計画工事の実績による減などによるものでございます。

次に、校外施設費は約8,068万円、47.3%の減で、区有施設の省電力型照明整備の事業終了による皆減。少年自然の家管理運営の工事件数減による工事請負費の減によるものでございます。

続きまして幼稚園費は約2,646万円、2.5%の増で、私立幼稚園施設型給付の実施対象園の増による増、また職員費の増などによるものでございます。

次の3ページをご覧ください。児童保育費は約8億943万円、6.7%の増で、保育委託の公定価格の上昇率増及び区独自加算の拡充等による増、保育所運営の派遣職員委託増による増、こどもクラブ運営のこどもクラブ新規開設及び定員増による運営委託料の増などによるものでございます。

次にこども園費は約110万円、0.1%の増で、ことぶきこども園管理運営の公定価格の増による増などによるものでございます。

次に社会教育費は約12億4,255万円、73.3%の増で、生涯学習センター機能強化等改修の実施による増、中央図書館機能強化等改修の実施による皆増などによるものでございます。

次に社会体育費は約6億3万円、99.4%の増で、清島温水プールの空調設備等取替工事等の実施による増、区有施設省電力型照明整備の整備計画に基づく工事実施による皆増などによるものでございます。

お手数ですが議案にお戻りください。

教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は長くなりましたが以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定い

たきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第37号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第38号議案

第39号議案

○佐藤教育長 次に第38号議案を議題といたします。なお関連する第39号議案についても一括して議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第38号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）及び第39号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について併せてご説明をいたします。

両案とも、来る第3回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出したものでございます。

まず初めに、第38号議案、一般会計補正予算第3回についてご説明いたします。議案の次の内訳書をご覧ください。

歳出予算を1,195万1,000円増額し、補正後の額を3,385万5,164円といたします。

次の資料をご覧ください。歳出の内訳でございます。

学務課が給食食材等支援に要する経費として小学校費に853万円、中学校費に342万1,000円を計上しております。なお、第3回の補正予算は、物価高騰が続く現況を踏まえ、区として早期に対策の実施が必要と判断し、予算措置を行うものでございます。

続きまして第39号議案、一般会計補正予算（第4回）についてご説明をいたします。議案の次にあります内訳書をご覧ください。

歳入予算を1,303万3,000円増額し、補正後の額を70億9,057万8,000円といたします。また、歳出予算を3億468万1,000円増額し、補正後の額を341億5,984万5,000円といたします。

その下の債務負担行為ですが、物価高騰対応分として、令和8年度にまず1番の金曾木小学校大規模改修増築で1,650万6000円。3番の生涯学習センター機能強化等改修で1,635万5,000円を計上しております。

また2番のバス借上げで、学務課が小学校・中学校・幼稚園スクールバス運営、小学校・中学校移動教室、オリエンテーション。指導課が教員経験別研修会、環境関連施設体

験学習、グローバル教育の推進に、令和7年度から令和8年度にかけて合計で限度額1億6,198万9,000円を計上しております。

資料次のページをご覧ください。歳入の内訳をご説明いたします。雑入で児童保育課が保育関係補助金返還金で消費税仕入税額控除による補助金返還金及び保育関係補助金返還金として1,303万円3,000円を計上しております。

続きまして歳出でございます。まず、教育総務費では、国・都支出金返還金で庶務課が5,896万2,000円。児童保育課が2億4,011万2,000円を超過受入に伴う返還金としてそれぞれ計上しております。

また、物価高騰対応分として、資料1ページの一番下、教育支援館の教育支援館機能強化等改修、次のページの庶務課の金曾木小学校大規模改修・増築、中央図書館の中央図書館機能強化等改修、生涯学習課の生涯学習センター機能強化等改修がそれぞれ増となっております。

ただいまの両議案につきまして、教育委員会の意見の案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

議案のご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、両議案とも原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第38号議案及び第39号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第40号議案

第43号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(3) 児童保育課 ウ

○佐藤教育長 次に、第40号議案を議題といたします。

なお、関連する第43号議案、教育長報告の報告事項、児童保育課のウについても一括して議題といたします。

児童保育課長、説明及び報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第40号議案、第43号議案及び報告事項、児童保育課のウにつ

きまして、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、資料6をご覧ください。東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてです。

項番1、制定の趣旨です。先月5日の本定例会にてご報告いたしましたとおり、令和8年度より乳児等通園支援事業を実施するため、その設備及び運営について区の基準を条例で定めるものです。

項番2、条例案についてです。(1) 制定予定条例は記載のとおりです。

(2) 主な内容です。一つ目の最低基準の向上から、下から四つ目の秘密保持等までを含む本条例案の総則については、家庭的保育事業等の基準を定める区の条例と概ね同様の基準となっています。以降は一般型、余裕活用型の事業区分や、それぞれの設備及び職員に関する基準などを規定します。

(3) 条例制定における区の基本的考え方です。原則として、国基準のとおりとします。ただし、参酌すべき基準のうち下表に記載の乳児室の面積基準については、保育所等の認可基準との整合性を図るため、区の独自基準を適用いたします。

最後に項番3、今後の予定です。この後ご説明いたします第40号議案についてご決定をいただきましたら、条例制定議案を第3回区議会定例会本会議に提出し、所管委員会にて報告。審議の結果可決をされれば、本年11月1日に条例施行となります。また第4回区議会定例会では、区が認可事業所を給付対象として確認するための基準条例案の提出を予定しており、その条例についても皆様へ意見聴取をさせていただく予定です。

本資料についてのご説明は以上です。

続きまして、第40号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の意見聴取についてご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものです。

次のページをご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。なお、次のページ以降の制定文の内容につきましては、先ほど報告資料にてご説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、PDFの18ページ、第43号議案、区長の権限に属する事務の委任についての協議についてご説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、区長の権限に属する事務の委任について協議があったため、提出をするものです。

PDF20ページの台東区長から教育委員会宛の協議書をご覧ください。現在、教育委員会では保育に関することや児童館に関することなど6つの事務を区長より委任されております。先ほどご説明いたしました乳児等通園支援事業に関する条例を制定後、認可手続き等の事務を新たに進めていくため、項番1に記載のとおり、委任事務の内容に乳児等通園支援事業に関することを加えることについて協議を受けております。委任の式は項番2、先

ほどの条例施行日と同日の令和7年11月1日です。

次のページをご覧ください。改正規則の新旧対照表になります。区長の権限に属する事務の委任について第7号を新設し、乳幼児等通園支援事業に関することが追加されます。その他、補償規定が整備されます。

PDFの19ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本件について同意しますとしております。

長くなりましたが、ご説明は以上です。第40号議案及び第43号議案について、よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定くださいますよう、また、報告事項についても併せてご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますか。

○川崎委員 ご説明ありがとうございます。

資料6の最初の1ページ目のペーパーで2の条例案の(3)、区の基本的考え方というところで、乳児室を国基準1.65が区基準で3.3平米以上となっていますが、これはもう既に運用されていて、台東区の基準は乳児室に関しては全て3.3平米以上で今作られているという理解で合っていますか。

○児童保育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○川崎委員 ありがとうございます。

1.65平米だと本当に非常に狭くてきゅうきゅうした感じになるので、区の独自基準はすばらしいと思います。これ以上って書いてありますが、ぜひ少しでも広く運営できるようなことが本当は望ましいと思うので、ぜひ進めていただければと思います。

ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか。垣内委員、どうぞ。

○垣内委員 川崎委員がもう既にご質問したところは私も聞きたかったところですが、了解しました。

もう一つ聞きたかったのは、区長からの委任、事務の委任ということで新たに認可作業が付け加わるということで、組織的に何か、少し拡充をするのか、それとも既存の体制で追加業務をするのかということ、働き方改革の関係でですね、心配になったのでお尋ねしたいと思います。以上です。

○児童保育課長 組織については現状、児童保育課の職員でこれまでの準備進めておるところですが、引き続きそちらの体制で進めていきたいと思っています。

委員がご指摘くださっている業務量の増加というのは、実際増えることがございますが、その部分については事務の効率化ですとか課の中での体制の見直しだとかそういったところでカバーしていきたいというふうに考えてございます。

○垣内委員 ありがとうございます。お疲れ様です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。

第40号議案及び第43号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

また、児童保育課のウについては、報告どおり了承をお願いします。

〈日程第1 議案審議〉

第41号議案

○佐藤教育長 次に、第41号議案を議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第41号議案、東京都台東区職員の旅費に関する条例の意見聴取についてご説明いたします。

議案のご説明の前に、本条例の改正の概要について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、参考資料の1番、趣旨でございます。国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減を図ることを目的として、「国家公務員等の旅費に関する法律」が本年4月1日に改正されたことに準拠して、本区の旅費制度を改正する運びとなっております。

続きまして、2の主な改正内容でございます。まず(1)の種目及び内容の改正につきましては、資料の項目の欄に記載しております鉄道賃、宿泊料、旅行雑費の廃止及び宿泊手当の支給の3項目を、それぞれ改正内容欄のとおり改正をいたします。

次に(2)、運用の改正についてでございます。改正点は4点ございまして、1点目は、紙の様式類を廃止しシステム化を促進することでございます。現在の運用では、旅行命令簿等の紙での様式を使用しておりますが、これらを廃止することによってシステム化を促進いたします。2点目は旅費の支給対象の見直しでございます。これまでのとおり旅行者への旅費の支給に加えまして、旅行代理店やクレジットがカード会社等に対して直接支払うことを可能にいたします。3点目は旅費の適正な支出の確保でございます。過払いや誤支給となった旅費を旅行者の給与等から控除することを可能といたします。そして4点目は、人事管理システムの機能改善でございます。職員アンケートの結果を踏まえて、申請手続きの際により使いやすくなるよう機能改善を行ってまいります。

続きまして、3の改正対象の条例でございます。教育委員会に関連する条例は、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例と、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の二つでございます。この二つについて個別に改正をするのではなく、本議案の東京都台東区職員の旅費に関する条例の付

則の中で改正を行うものでございます。

続きまして、4の施行日でございます。施行は令和8年4月1日でございます。

それでは、第41号議案をご覧ください。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

議案に添付している新旧対照表の7ページをご覧ください。改正条例の付則第11項におきまして、東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例を改正いたします。第3条第2項中の旅費について、また第5条第2項で引用している条例番号を改正いたします。

次に新旧対照表の8ページになります。改正条例の附則第13号において、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正いたします。第5条第3項中の費用弁償についての改正を行います。

本議案に関する教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。

第41号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第42号議案

第44号議案

○佐藤教育長 次に、第42号議案を議題といたします。

なお、関連する第44号議案についても一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第42号議案及び44号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について及びその施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は国の政令及び都条例の改正に準じまして規定の整備を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

初めに第42号議案をご説明いたします。議案の後ろに添付しております新旧対照表の1ページをご覧ください。PDF7ページでございます。

まず第4条第3項及び第4項において、補償基礎額における扶養加算額について、都条例の改正に準じて改定をいたします。また第12条においては、介護補償の限度額について、国の政令及び都条例の改正に準じまして改定するものでございます。

次に付則でございます。施行日については公布の日からといたします。経過措置としまして、第4条第3項、第12条第2項の2号及び4項の規定は、令和7年4月1日以降。第12条の2項1号、3号の規定については令和7年8月1日以降に事由が発生したものについて適用いたします。本区におきましては現時点では適用対象者はございません。

議案の2ページにお戻りください。教育委員会の意見としましては、原案に異存ありませんとしております。第42号議案の説明は以上でございます。

続きまして第44号議案の施行規則についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、こちらもまず改正内容の議案の後ろに検討いたしました新旧対照表の3ページをご覧ください。PDF19ページ以降でございます。

規則第7条関係の別表1に関しまして、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定するものでございます。

次のページをご覧ください。規則第10条関係の10条から第12条に規定をします遺族補償年金の支給額算定に用いる学校医等の経験年数に応じた率を改定するため、別表の第5を改正するものでございます。

続きまして、さらに次のページをご覧ください。本条例の第4条第3項におきます保証基礎額の扶養加算の改定がございますので、改定に合わせまして、別表の第4号様式を改正いたします。

恐れ入ります、新旧対照表の1ページにお戻りください。PDFでは17ページでございます。

施行日につきましては、公布の日からといたします。こちらも経過措置といたしまして別表の第1及び第5の規定は令和7年4月1日以降に事由が発生したものについて適用いたします。なお、こちらも本区におきましては現時点で対象者はございません。

第44号議案の説明は以上でございます。

42号、44号、両案につきましてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。

第42号議案及び第44号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

まず1番の目的及び2の根拠につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に3の点検及び評価の対象でございます。教育委員会では、学びのキャンパス台東アクションプラン、生涯学習推進計画及びスポーツ振興基本計画の三つの計画から毎年一つを選定し、点検及び評価を行ってまいりました。

今年度につきましては、スポーツ振興基本計画に掲載されている事業のうち、計画上重点施策と定めた事業及び新規に掲載した事業、合わせて29事業を対象に点検及び評価を行いました。施策につきましては、施策を構成する取組の成果や課題等を踏まえて総合的に点検及び評価を行っております。

次に4、点検及び評価の方法でございます。各事業を客観的な基準で採点し評価するために、教育施策総括シート及び教育事業評価シートを活用いたしました。なお、各事業の評価につきましては、資料に記載の基準に基づき3段階で評価を行っております。また、今回対象としているスポーツ振興基本計画につきましては、計画目標が計画最終年度である令和9年度末時点で設定をされているため、点検対象とする事業実施年度、令和6年度における進捗度を勘案して評価を行っております。

資料の2ページをご覧ください。5の学識経験を有する者の知見の活用に記載のとおり、点検及び評価の客観性を確保するため、教育スポーツに関して学識経験を有するお二人の方にご意見をいただきました。

続きまして、資料の7ページに進ませてもらいまして、取組等の一覧をご覧ください。こちらに対象事業と点検及び評価の結果がございます。一覧に評価を記載しておりますが、全29事業のうち、A評価が10事業、B評価が7事業、C評価が12事業となりました。B評価の事業につきましては、中学校の部活動の地域連携、地域移行。台東リバーサイドスポーツセンタースポーツ教室など7事業。またC評価の事業につきましては、親子水泳教室、スポーツの祭典、スポーツ広場オンラインスポーツ教室など12事業でございます。それぞれ事業の一部が実施できなかつたり、目標数値を下回ったことで評価をB、Cとしております。

続きまして9ページをご覧ください。このページからは学識経験者からいただいたご意見・ご助言でございます。主なものをご紹介します。

まず白幡先生からいただいたご意見でございます。基本目標1、障害者スポーツ社会の実現については、全般の意見として、スポーツ基本法ではいつでも・どこでも・誰でも・いつまでもスポーツと関わる事ができる豊かなスポーツライフの実現を目指しており、

本目標の実現は重要度が高いと評価ができる。個別事業については、幼児の体力向上指導について運動が好きになるか否かは幼児期の運動的な遊びの影響が大きいことから、楽しく体を動かす機会を増やしてほしい。また、親子水泳教室については、母親のスポーツへの愛好度が子供のスポーツ機会の向上に寄与すると言われることから、普段の生活の中で気軽に実施できる内容を検討できると良いのではないかといったご意見をいただいております。

続きまして、10ページからは基本目標の2、スポーツのできる環境の整備についてでございます。全般の意見として、スポーツに限らず体を動かすためには場所や用具などの環境整備が不可欠であり、特に台東区のように運動する場所が限られる環境においては重点施策と考えられる。個別事業については、政策2の二つの事業である台東リバーサイドスポーツセンターと、区立スポーツ施設職員の教育についてはさらに推進することが望まれる一方で、今度は使い方として障害のある方、一般の方がバランスよく使えるように検討を進めてほしい。また、スポーツ広場については充実した施設である学校の施設を使用できることは大変望ましい施策であり、一層充実するためには自由に参加できる場の確保とともに、イベントとして参加しようとする機会の設定も必要であるとのことのご意見でした。

13ページをご覧ください。お二人目池谷先生からいただいたご意見でございます。基本目標の2、スポーツのできる環境の整備については全般の意見として、進捗に課題のある事業が多くなっている。(評価のうち3事業は利用者数、参加者数が目標値を下回ったことが理由。残る3事業は整備スケジュールの変更によるものとなっている。個別事業については、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場の改修及び庭球場等周辺環境の整備、台東リバーサイドスポーツセンター及びランニング環境の整備についてはいずれもC評価の事業であり、評価シートには整備方針の変更があったとの記載のみで具体的な理由や今後の見通しについての言及がないため、次年度以降の見通しやスポーツ振興計画全体への影響を含めて説明をする必要があるのではないかとのご意見をいただきました。

続いて14ページ、基本目標3でございます。スポーツによる支え合う社会の実現については、全般の意見として、障害者が身近で安心してスポーツをする機会の提供、障害者同士の交流を目指す事業、障害者スポーツについて学んだり体験したりする事業、パラアスリート支援事業など多様な切り口の事業が展開されていることを評価したい。また、障害者はスポーツをする人だけではなく支える人にもなることができるよう、インクルーシブなスポーツの環境を醸成してほしい。

個別事業については城北ブロック区合同レクリエーション大会について、障害者にとって区を超えた仲間づくりの貴重な機会として評価される。運営日を含めて当事者の意見や思いを一層引き出されるような主体的な活動の場となることをご期待したいとのご意見をいただいております。

資料の2ページにお戻りいただきます。最後に6番の今後の予定でございます。本定例会の終了後、区議会、区民文教委員会に報告をした後、区公式ホームページで報告書の公開

をする予定でございます。この度の点検評価結果や学識経験者のご意見などを踏まえ、引き続き取組の充実に努めてまいります。

長くなりましたが、ご説明以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 ご丁寧にご説明ありがとうございました。

また、こういう進捗管理をするというのは非常に重要なことだと思うんですけども、3点ほどコメントさせていただきます。

まず5件目、これ、PDCAサイクルを回すための評価だと思うんですが、このC評価になったものは今後どうするのでしょうか。AとBはそのまま継続して行われるのかなというふうに思うんですけども、例えば17ページのところでの事業目標240人のところ3人しか参加しなかったような場合は、少し見直しとか、あるいは廃止してほかのものにするとかそういうことになるのでしょうか。このABCの対応についてお尋ねをしたいと思います。これが第一点目。

第二点目はですね、この計画が完了したり、それから整備計画が変更になったのでCになっているところ。整備スケジュールを変更したためというところですね、これは、今後どうなるんですかね。そのスケジュールに合わせてまた次は評価をしていくのか、その辺りはどういうふうに理解したらいいのかなというのが2点目です。

3点目はですね、例えば13ページのところで、体力向上に1の1の2のところで、スポーツ体験格差の解消を目指しますと書いてあって、事業目標は推進でBとなっているんですけども、これは格差の解消になりつつあるというふうに判断していると思うんですけど、その際の判断基準がなくていいのかなというところがあります。ほかにもB評価のところで、目標は特にないんだけど進んでいますという評価になっているところは、どういう考えでその評価になったのかというところを教えていただけるといいかなと思います。例えば2の2の2ですかね。誰もが安心安全に楽しく利用できるスポーツ施設というところですけども、概ね計画どおりって、計画ってどの計画なんでしょうか。安心安全なのかというのはどういうもので、どのようなエビデンスがあったのでしょうか。参加されている人が安心安全と言っているとか、あるいは事故がなかったからとか、何か理由があって、概ね、計画どおりに進捗って書いておられるんだと思うんですけど、よく分からなかったんで教えてください。

以上3点です。

○佐藤教育長 スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 お答えいたします。

最初にC評価のところ参加人数が少ないというところにつきましては、指標の中で基準として我々の先ほど先生のお話ありましたオンラインスポーツなんかの場合ですと、今後事業を見直していきます。その上でPCDAサイクルを回していければなというふうに考えてございます。また、清島温水プールなんかの場合ですと工事期間があったことによりま

してどうしても参加人数が少なかったということがございますので、そういったものにつきましては、来年度はC評価ではなくなるかなというふうに考えてございます。

また、整備スケジュールの陸上競技場のほうの改修でございます。先日の教育委員会のほうでご報告させていただきましたとおり、陸上競技場の整備につきましては、前年度に改修から改築のほうに変更させていただきました。それに伴いまして、工事期間が変更になったことに伴ってのC評価ということになりますので、今後、今年次の区議会第3回定例会のほうで改めて報告させていただきますが、来年度に実施設計なんかをさせていただいて、今後新しいスケジュールで、令和9年・10年で工事ができればというふうに考えてございます。

最後に判断基準のB評価を目指しますというところでございます。先ほどお話がありました、学校の部活動の連携のところかと思いますが、そういった機会の提供がなくなっちゃうといったところをなくすために、今陸上競技を中心として学校連携、学校の部活動の活動の場として設けてございます。引き続きこちらのほうにつきましても、中学校の部活の学校の部活動が継続できるような形で取り組んでいければなということでB評価というふうにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 3は、庶務課のほうで判断する基準だから、推進の場合はこういう評価をしているとか何かそういうことを言ったほうがいいんじゃないか。今の答弁は、個別のことしか答えてないですね、特に3番目は。

○庶務課長 今、垣内委員からご質問いただいた中の大きなところとか根っこのところになろうかと思うんですけど、評価の判断基準のところでございます。こちらにつきましては、どうしてもこの資料のところがございますように、この計画どおり進んでいるか、あるいはそれに対してどのぐらいその現状が行っているのかといったところを見ながらやっていくということで一応指標を設けており、この指標に対してどうかというところをまず考えてしまうというところがございます。

ただ、ご指摘をいただいたようにいろいろ様々なその実施環境が、工事があるですとか、あるいは天候が悪くなくてなかなか回数が予定どおりできなかつたとか、そういったようなところがある場合に関しては、ある程度やっぱり勘案して評価をしなきゃいけないのだろうと、私どもとしても考えてはおりました。また同様の部分で、PDCAサイクルのところにもどのように落としていくのかといったところに関しては、垣内委員からもやはりご意見いただいたところでもあります。私どもといたしましても、その辺りをどのようにこの評価に反映させていくか、評価の仕方を変えようかということで考えていたところだったんですが、なかなかいい形でまとめることができずにきているところがございます。

引き続きですね、今回もC評価にはなってしまうんですけども、ただ内容的に一定程度やれる中での努力はして、その中で、一定の今回6年度ですけれども6年度の実施としては一定程度達成できているというふうになっているものの中にはあるかなというふ

うに思いますので、そういったものが分かるように、また周辺の情報についてもこの評価の中にもう少し情報を増やして客観的に見ていただいた場合にはご理解いただけるような形に持っていけないかということで引き続き検討はしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○垣内委員 指標って結構難しいところがあるんですけど、これ、区民の方にも見ていただくわけですから、例えば安全安心に楽しく利用したのかどうかということとかは、何をもってうまくいっていると考えているのかということを共通理解として示していただいたほうがいいかなというふうに思ったところです。

現場の方もいろいろな工夫をされていると思うので、よくご相談されて、分かりやすい評価点検報告書にしていいただければなと思っております。よろしく願いします。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

それでは、庶務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、学務課のイについて、学務課長報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和8年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）園児募集についてご説明をいたします。資料は5でございます。

項番の1、募集概要でございます。(1) 募集案内・入園申込書の配布は10月20日より行います。(2) 入園及び預かり保育の申込受付は、電子申請は10月31日の金曜日から11月4日の火曜日まで、窓口受付は11月5日・6日の2日間で行います。同時にですね、預かり保育の定期登録利用の申し込みも受け付けまして、電子申請を活用しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えております。なお、受付場所受付時間については記載のとおりでございます。結果の公表は11月7日を予定してございます。また(4)に記載とおり定員を超える応募があった場合は抽選を行います。その後、面接と健康診断を行いまして、

(6) 内定通知ですけども12月中旬でございます。詳細につきましては、裏面に流れをお付けしましたので後ほどご確認ください。なお、表の下に記載の※の三つ目でございますが、令和7年度から預かり保育を拡充しました5園につきましては、従来の学級編制基準を適用いたします。既に預かり保育を実施していた5園につきましては、新たな学級編制基準を適用いたします。

続きまして、項番の2、募集見込み数でございます。資料の表でございますが、持ち上がりを勘案しました募集の見込み数でございます。令和8年度募集見込み数につきまして

は、幼稚園が541名、こども園が125名の計666名となっております。このうち既に兄弟が在園する場合は、兄弟入園としまして優先して入園予定者といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては報告どおり了承願います。

(4) 指導課 エ

○佐藤教育長 次に、指導課のエについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、指導課エ、令和7年度「台東区総合学力調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果につきましてご報告申し上げます。恐れ入りますが資料7をご覧ください。

項番1、調査の趣旨についてでございます。区立小中学校の児童生徒の学力及び学習等についての意識を調査し、その分析結果を各学校における授業改善等に生かすため、台東区総合学力調査を実施するものでございます。

項番2、対象学年につきましては、次第に時間のテスト形式に慣れる発達段階を踏まえ、小学校第4学年以上を調査対象としております。

項番3、実施日は資料の記載のとおりです。

項番4、調査内容についてはご説明いたします。下線を引いている教科をご覧ください。今年度は、小学校第6学年の国語、算数、理科、中学校第3学年の国語、数学、理科の調査及び意識調査につきましては、「全国学力・学習状況調査」において実施しております。そのため、国による調査の対象外となっている評価及び学年を対象として、「台東区総合学力調査」を実施しております。なお、第4学年につきましては、全学年、つまり3学年の社会科及び理科の学習が、地域めぐりや植物の観察等導入期の学習が中心であることを考慮し、調査対象から除いております。

項番5、調査結果についてご報告いたします。左から、区の平均正答率、全国の平均正答率、そして区と全国の正答率の差となっており、黒三角は下回っていることを表しております。同一集団を基本とした、経年比較ができるよう、前年度の結果を右側に掲載しております。なお、(3) 小学校第6学年、(6) 中学校第3学年の網掛け部分の数値につきましては、先ほども申したように「全国学力・学習状況調査」の結果を比較したものでございます。

まず、小学校の概要についてです。第5学年の理科を除く学年、教科において、全国平均を上回る結果となりました。その一方で、全国平均を下回った第5学年の理科につきましては、報告書の①のPDF19ページに詳しくは書いてありますので、そちらを後ほどご覧ください。

全国平均を下回った5学年の理科ですけれども、生命・地球の領域の正答率が若干低くなっております。生命・地球の領域は生物のように環境との関わりの中で生命現象を維持していたり、地層や天体などのように時間・空間の尺度が大きいという特性を持っていたりと観察することが学習の中心となる傾向がございます。実験は人為的に条件を整えることができますが、観察はその様相を自らの諸感覚を通して捉える必要があるため、明確な視点を持って取り組まなければその変化を捉えることが困難になります。従って、見通しを持って観察する、例えばこれまでの学習内容や生活経験をもとにしながら予想や仮説を立てる。また、それを確かめるための観察の方法を発想するといったことが重要となります。今後見通しを持てる学習活動の充実が図れるよう、各校への指導、助言を継続的に実施してまいります。

次に、中学校の概要についてでございます。第1学年の国語、数学、英語、第2学年の数学、英語、第3学年の英語では全国平均を上回る結果となりましたが、そのほかについては全国平均を下回る結果となっております。なお、中学校3年生の理科については、全国学力調査でCBT、コンピュータを用いた試験方式での実施のため、PBT、これまでPBT、紙を用いた試験方式での実施と異なる数値となっております。

ちなみにこのIRTは児童生徒の正答・誤答が、問題の特性によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論です。異なる問題から構成される試験調査の結果を同じ物差しで比較できます。そこで出されたIRTスコアとは、IRTに基づいて各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を基準とした数値として表すものです。

IRTスコアは、簡単な問題ばかりが正解しても高得点にはなりません。難しい問題を解けると高く評価されます。また、同じ得点でもどの問題を解いたかによって能力の違いが分かります。問題ごとの特性、難易度、識別力などを分析することができます。

ちょっと例に例えますと、子供たちが山登り大会に参加したとして、登る山はそれぞれ違って、低い丘もあれば険しい高山もあります。従来のテスト、素点ということになりますと、誰が何回山に登ったかだけを数えます。例えば3回登った子は3点、5回登った子は5点。しかし、どの山に登ったかは考慮されていません、これまでは。低い丘でも、高い山でも1回は1点と得点されます。IRTスコアでは、どの山に登ったかを考慮することになります。高い山に登った子は能力が高いと評価されます。低い丘ばかり登った子は、回数は多くても能力はそれほど高くないと判断されます。つまり、どれだけ難しい課題に正答できたかを見て、子供の力を測るのがIRTスコアとなります。

全国平均が500となるように調整されており、経年比較が可能となります。

全国学力調査では、本区では485、全国のほうは503。低い値となりましたが、450から550はIRTスコアにおける平均レベルに区分されております。

区の総合学力調査においてですけれども、全体的な傾向を確認したところ、社会、理科については、観点別正答率において、特に知識・技能の正答率が全国平均と比較して低い

傾向が見られます。

知識といっても、例えば社会では年号を暗記して回答するなど一問一答形式で出題されるわけではありません。確かにその時代に流行した学問や文化がどのように社会に影響していったか等、各教科において覚えるべき用語等はございます。しかし、その用語を単に暗記すればよいというのではなく、その用語を使って自分の考えを説明したり、用語と用語の関係を整理して理解したりすることが求められております。知識・技能と思考・判断・表現が一体となった学習活動が展開されるよう、各校へ指導助言をしております。

英語につきましては、全学年において全国平均をやや上回っております。外国人講師や学力向上推進ティーチャーも活用しながら、生徒自身が自分の考えを英語で伝え合う機会が非常に増えており、その成果の表れであると捉えております。

グローバル教育の充実においては、中学生海外短期留学派遣の再開、グローバル教育重点指定校の新規指定、夏季休業中に行います各学年において実施しているEnglish Summer School、先日も見に行っていたいただいた取り組みです、を対象学年と内容の充実。また、各小学校において実施しているTokyo Global Gatewayでの学習の対象学年の拡充等、昨年度から今年度にかけて充実を図っており、英語力の向上は、その成果の一つであると考えられます。次年度以降も、グローバル教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、児童生徒に対する意識調査の結果について、学力調査結果との関連を踏まえご説明いたします。PDF、報告事項エの報告書②、ページで言いますと27ページです。報告書のページは85ページとなります。こちらは児童生徒の意識調査と学力調査の関連を示したクロス分析の結果となっております。

見方についてご説明申し上げます。中段の帯グラフは、質問に対する回答の構成比を示しております。下段にございますクロス分析の棒グラフは、それぞれの回答を選択した児童生徒の学力調査の平均正答率を示しております。85ページに記載の質問番号4、学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれぐらいの時間、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っていますか（遊びなどの目的に使う時間は除きます）。について、3時間以上と回答した小学校児童の割合は4.3%で、その児童の平均正答率は61.1%となっております。ICT機器を勉強するために多くの時間を使っている児童の得点は低くなっています。中学校でも似た傾向でございます。

OECDのPISA調査では、世界的にはICTの過度な使用が学力に悪影響を及ぼす可能性が指摘されています。また、学校でのコンピュータ使用時間が長くなるほど、読解力や数学の成績が低下する傾向が見られます。ICTにおける学習については、単なる暗記学習ではなく、共同学習や問題解決学習を取り入れる等、ICTを効果的に活用することが必要です。

続いて91ページ、PDF33ページをご覧ください。記載の質問番号38、「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め、整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。」において当てはまると回答した小学校、児童の割合は38.2%で、その児童の平均正答率は75.2%となっており、総合的な学習の時間で自分で課題を立てて

情報を集め整理して調べることを発表するなどの学習活動に取り組んでいると回答した児童は、学力上位層にある傾向が見られます。これは中学校でも同様の傾向がございます。

主体的に学習に取り組む態度は粘り強さと学習の自己調整からなるとされており、本質的項目は、学習の自己調整に関わるものでございます。学習の自己調整は学力向上に不可欠な要素であり、学習者が主体的に学習に取り組む姿勢を育む上で重要です。

単元や教材の中で児童生徒自身が学習の調整を行う場合を設定し、主体的に学習に取り組む態度を育むことができるよう、引き続き各校への指導・助言に努めてまいります。

現在、各校では、授業改善推進プランを作成しているところとございます。各校に対しましては、学力調査の結果を分析する際は、全国や台東区の平均と比較するだけではなく、児童・生徒1人1人の成長や課題についても丁寧に分析すること、また、数値だけではなく1学期の児童生徒の日常的な学習の様子等も踏まえること等を指導しております。調査結果を指導に活かし、質の高い授業の実現につながるよう、今後とも、各校の取り組みを支援してまいります。

長くなりましたが、報告は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

○川崎委員 先ほど、一つの質問の中でICTの機器を家で使うとちょっと理解度が落ちるみたいなご説明があったかと思いますが、一方、児童・生徒にPCを全体配布していますよね。なんかその辺で、この調査結果と今やっている取組みの間の齟齬みたいなものが少し見えてきたのか、その結果をもとにICT機器の普及について教育委員会としてどのように考えているのか、みたいなことがもし議論としてあるのであれば教えていただきたいと思っております。

今の流れから逆行した結果が出ていたような気もしなくもなく、ICTを使って、正確な回答なのかそれともちょっと注意が散漫に逆になっちゃっているのかってちょっと分からないんですけども、一つの回答の結果だけなのでなかなか評価は難しいんですが、こういう結果と今までの取組みとのギャップをどう埋めていくのかなというのが少し疑問に思ったところです。

○指導課長 先ほど説明しました85ページですね、報告書の2のそちらを見ていただきますと、3時間以上の小学校の割合というのが4.3%ということで、そもそもですね、3時間以上使っている子供たちというのはかなり低い割合ということになっています。実際、長く使えばいいということではなく、これまでも使うことについては積極的に働きかけを行ってきておりますが、やはりそのタブレットだけを例えば調べ学習で使うだけということではその時間が長くなるということだけではなく、そのものを使ってさらに調べて、そしてそこで得たものを協議しながら、子供たちが本当に身につくような形で使っていくのですとか、そういった使い方を、共同学習につながるような使い方ということを、やはりこのタブレット自体が手段であって、それを使うことが目的ではないということを経験も分かっているとございますけれども、再度そういったことを意識しながらですね、子供た

ちに指導していくということが大事だというふうに考えております。

○川崎委員 ありがとうございます。

この分析は非常に難しいところだと思うのと、結果が学年ごとには読めないで、学年によっても結果が違うような気がします。そこは引き続き、どうぞきめ細やかに見ていただければと思います。ありがとうございます。

○垣内委員 ご説明ありがとうございます。

かなり大量の個別のデータだと思うんです。ざっくりとグルーピングしてですね、その平均値とクロスしただけだと思うんですけど、通常、クロス分析の場合、ノイズじゃない、つまりその誤差があるかどうかということは統計上非常に簡単に確定できます。グループのサンプル数が少ない場合必ずバイアスが大きくなりますので、統計分析で誤差なのか、あるいは有意な差があるのかというところも勘案していただければなって思います。こうやって人数の多いところも少ないところも、とりあえずグルーピングして平均値出して、その平均値のぶれ幅ってすごく大きいと思うんですけど、それをあまり勘案せず結果に結びつけようとするのは、せっかくの統計分析なのに、また、大量のサンプルが手に入っているのもったいないなっていつも思っていたので、もう少し丁寧に分析されるとういかなというふうに思いました。

あと、何時間使うのかということだけでいいのかという、質の部分ですね、どういうふうに使われているのかにもよるんだろうというところは、この調査だけではなかなか分かりにくいところもあるかと思うので、課長がおっしゃったようにですね、各学校にフィードバックされる際に、それぞれ個々人を見ながら指導されることになるんじゃないかなと思います。非常に重要な、かつ大量に手に入る貴重なデータだと思うので、ぜひうまく活用していただければなと思います。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のエについては報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上になりますが、全体を通して何かご発言等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時15分 閉会